

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害児入所支援に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、障害児入所支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児入所支援に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく障害児の施設入所支援に際し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給決定及び支給を行う。 特定個人情報を使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 障害児入所給付費等の支給申請等の受理、内容審査、結果通知(障害児入所受給者証の交付) 2. 障害児入所受給者証の再交付 3. 高額障害児入所給付費の支給申請の受付
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、入所者台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
入所者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第九条第1項 別表の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、18の項、19の項、20の項 【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、14、18、19、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県障害福祉相談所 〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地 TEL:087-867-2696 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部障害福祉課施設福祉・就労支援グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3293 香川県障害福祉相談所 〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地 TEL:087-867-2696
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐ 接続しない(入手) [☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 障害福祉課長 小瀬賢士	②所属長 障害福祉課長 久保幸司	事後	
平成30年4月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条	②法令上の根拠 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条、第11条の2	事後	
平成30年4月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の16項、26項、56項の2、57項、87項及び116項	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の10項、14項、16項、26項、56項の2、57項、87項、108項及び116項	事後	
平成30年4月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第19条、第30条、第31条、第44条	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人員	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人員の時点	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数の時点	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年1月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 久保幸司	障害福祉課長	事後	様式変更による
平成31年1月1日	Ⅳリスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1及び2「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	保護評価の再実施による
令和3年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 1及び2「いつ時点の計数か」	②法令上の根拠 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の8項、14項及び15項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条、第11条の2	②法令上の根拠 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の8項、14項及び15項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条、第11条の2	事後	法改正による
令和3年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の10項、14項、16項、26項、56項の2、57項、87項、108項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	②法令上の根拠 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の10項、14項、16項、26項、56項の2、57項、87項、108項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	法改正による
令和6年9月1日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 「法令上の根拠」	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。第9条第1項 別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第七	事後	法改正による
令和6年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の8項、14項及び15項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条、第11条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の10項、14項、16項、26項、56項の2、57項、87項、108項及び116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	【情報照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、18の項、19の項 【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14、18、20、42、80、81、125、144、155、161	事後	法改正による
令和6年9月1日	1 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年9月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年10月31日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 「法令上の根拠」	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第七	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の8の項	事後	見直し
令和7年10月31日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、18の項、19の項 【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14、18、20、42、80、81、125、144、155、161	【情報照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、18の項、19の項、20の項 【情報提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、14、18、19、20の項	事後	見直し
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	見直し
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	見直し